

学校法人宮崎学園 女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画

男女を問わず教職員一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる環境作りのため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日公布）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

2. 学園の課題

- (1) 学園全体における労働者の割合（男性53.1%、女性46.9%）、継続勤務年数（男性7.4年、女性11.7年）に男女の大きな差はみられないが、女性管理職の割合（28.9%）が低い。

3. 目標

管理職（課長級以上）に占める女性割合を30%以上にする。

4. 取組内容と実施時期

取組1：ロールモデルとなる管理職と労働者の交流機会を設ける。

- ・平成28年4月～ 所属長による教職員面談を継続して実施する。
- ・平成28年4月～ 法人全教職員を対象とした「合同FD・SD研修会」を継続して実施する。
- ・平成28年4月～ 法人全教職員を対象とした「合同交流会」を実施し、所属・職階を越えた交流を促進する。特に女性については、女性同士の交流機会を設け、ネットワーク形成を支援する。

取組2：人材育成制度の見直しを図る。

- ・平成28年4月～ 勤務成績（A&Aチェックの結果等）の処遇（勤勉手当）への反映については、対象範囲や予算の見直しを行う。
- ・平成30年4月～ 人材育成に向けた「新たな指標」策定に向けた検討を始める。
- ・平成32年4月～ 「新たな指標」の試行を始める。

取組3：働きやすい職場環境構築を目指す。

- ・平成28年4月～ 管理職自身が教職員に対して終業時刻を知らせるなどにより、不要不急な残業を抑制する。